

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
久米南町	下勸地区	令和2年3月27日	平成29年3月

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	51.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	36.4ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	3.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.7ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

高齢化が進み、農業後継者がいない状況。アンケートにおいて、回答者数34名の内、農業を辞めたいと回答した方が10名(約7.7ha)、規模を縮小したいと回答した方が6名に対し、規模を拡大したいと回答した方は0で、今後地域内の担い手不足が深刻である。  
近年は、鳥獣害被害が多いことも大きな課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定新規就農者Aが、K氏から借り入れている四月田5.6a、M氏から借り入れている神合の路9.0aの耕作を中止し、規模縮小を希望している竹実地区の農地約50aを新たに耕作する調整が整い、農地の集約化を図る。なお、神合の路9.0aは中心経営体Mが耕作を行い、引き続き農地維持に努める。  
経営中止予定のK氏の宮脇約10aは中心経営体Mが耕作を行い農地の維持に努める。

現在19a耕作している新規就農者Bが、今後まとまった農地50a程度の規模拡大を希望しており、まとまった農地が確保でき次第集約を図っていく。

新規就農者Cは現在15a耕作している。今後、源田地区の農地6aの耕作を担う予定。  
今後下勸地区へ移住予定の新規就農者Dは、源田地区の水田約40aを耕作予定。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	宮本 隆治	水稲他	1.2 ha	水稲他	1.4 ha	下叡地内
	杉山 忠明	水稲他	0.7 ha	水稲他	0.5 ha	下叡地内
認農	岸 浩文	複合経営	1.4 ha	複合経営	1.4 ha	下叡地内
認就	北井 隆史	露地野菜他	0.7 ha	露地野菜他	1 ha	下叡地内
	宮本 正光	水稲他	1.6 ha	水稲他	1.6 ha	下叡地内
	宮本 善彰	水稲他	1.1 ha	水稲他	1.1 ha	下叡地内
	松本 昌之	水稲他	0.2 ha	水稲他	0.5	下叡地内
	椎橋 健一	水稲他	0.1 ha	水稲他	0.2	下叡地内
計	8人		7.0 ha		7.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>(農地の貸付け等の意向)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農業を辞めたい方が10名、規模縮小が6名と農地貸付等の意向が、規模拡大意向を大きく上回っており、担い手が不足することが見込まれる。そのため、中山間直払・多面的機能支払等の各種交付金事業対象農地から優先的にマッチングを行い、交付金対象農地については、最低限耕作が継続できるよう、農地の集約化に努める。</li><li>・上記の優先順位で検討しても、マッチングできる担い手が不足し耕作が行えない農地については、条件の良い農地を選定し、中心経営体を主として保全管理程度の維持管理に努める。条件が悪い農地については、今後維持管理をしない(耕作放棄地)という選択肢もあり得ることから、各種機関と連携を図りながら、管理農地の見極めを行っていく。</li></ul>
<p>(担い手確保への取組方針)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・東日本大震災以降、当地域への移住者が増え、耕作放棄地の再生等が行われた。地域として移住者の受け入れ実績があることから、今後も継続して移住者を積極的に呼び込み、農業の担い手へと育成を図る。</li><li>・移住者を受け入れるにあたっては、集落内の先輩農家を指導係とし、地域のことや農作業に関することの相談役として任命している。(中山間直接支払の交付金を充てている。)今後も引き続き、指導係を継続し、担い手の育成を図る。</li></ul>
<p>(鳥獣被害防止対策の取組方針)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現在、地域内の狩猟免許保持者は2名いるが農作物の被害防止が十分でない。今後、新たな担い手へ声掛けを行い狩猟免許保持者を増やし、地区内全域に罠を仕掛けるなど、鳥獣被害防止に努める。</li></ul>

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。